答申

第1 審査会の結論

福島県知事(以下「実施機関」という。)が、令和4年3月22日付け3人第2568 号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年3月12日付けで、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して、「福島県庁舎(福島県福島市杉妻町にある事業場)について(1)令和3年4月1日から6月30日まで(以下「対象期間」という。)の間に、労働安全衛生法(昭和25年法律第261号。以下「安衛法」という。)の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料及び(2)対象期間に、安衛法の規定に基づいて、事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」という内容で、公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 これに対して実施機関は、(1)の請求については公文書開示決定を行い、(2)の本件 開示請求に対応する公文書(以下「対象公文書」という。)は取得・作成していない ため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定(以下 「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月25日付けで、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和4年8月23日付けで、同条第2 項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
 - 審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
 - 審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。
 - (1) 安衛法の規定について
 - ア 福島県庁本庁舎(以下「県庁本庁舎」という。)は、事業場の規模として、会計年度任用職員を含めて常時使用する労働者数が50人を上回るものと確信している。それゆえ、安衛法の規定に基づく衛生管理者の作業場等の巡視の措置義務を事業者である福島県知事が負うものである。
 - イ 安衛法第12条第1項では、事業者の衛生管理者を選任し衛生に係る技術的事項を管理させる義務を規定している。そして、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる福島県知事に課されている。
 - ウ つまり、安衛則第11条第1項の規定に基づいて、「少なくとも毎週1回作業場

等を巡視(中略)しなければならない」とされている。

- エ 対象期間において、令和3年4月4日日曜日から令和3年6月26日土曜日までに満12週ある。つまり、「少なくとも毎週1回」の頻度の衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているならば、対象期間に、対象公文書は少なくとも12件以上の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料があってしかるべきである。いずれの曜日を週の初日にしても事情は同じであり、これでは文書の特定が不十分である。
- (2) 産業医の職場巡視との関連について
 - ア 令和4年6月6日付4人第497号の「弁明書」において、福島県の県庁本庁舎では、「令和3年3月1日から5月31日までの間に産業医自身が作業場等の巡視を実施していない」として、令和3年3月1日から令和3年5月31日まで、事業場で選任された産業医が安衛則第15条第1項の規定に基づく作業場等の巡視を定期的に実施していなかったとする説明がなされている。
 - イ 万が一このような状況にある場合には、安衛法及び安衛則に抵触する状況にある。安衛則第15条第1項において、同条同項各号に掲げられた情報の提供を産業 医に行う場合に、毎月1回とされる産業医の巡視の頻度を緩やかにしても差し支 えないとされている。
 - ウ 産業医が作業場等の巡視を毎月定期的に実施していない場合には、安衛則第15 条第1項第1号「第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果」に かかわる情報が、事業場で選任されている産業医に情報提供されているはずであ る。
 - エ 情報提供すべき内容として、「巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、 巡視した場所、安衛則第11条第1項の「設備、作業方法又は衛生状態に有害のお それがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容、その 他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項が含まれること」とする解釈例規 〈平成29年3月31日基発0331第68号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 等の施行について」〉がある。
 - オ これらの情報は多岐にわたる項目であるから、すべての事項を衛生管理者が諳んじて、産業医へ口頭で情報提供することは困難である。よって、衛生管理者が作業場等の巡視を実施した場合には、衛生管理者等の福島県の職員が産業医への伝達のために作成したメモ等があってしかるべきである。

(3) 他県の例について

- ア 他県の事例を紹介すると、山梨県の県庁本庁舎において、対象期間の間に、事業場で選任された衛生管理者及び産業医が作業場等を巡視した状況又は結果が分かる資料として、「令和3年度衛生管理医等による職場巡視実施状況」と題する資料が作成されている。
- イ その中で、巡視を行った役職者名、巡視の日時、巡視した場所、安衛則第11条 第1項の「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した 場合における有害事項及び講じた措置の内容が記載されている。
- ウ 福島県の県庁本庁舎でも、安衛法及び安衛則の規定に基づく措置義務を確実に

履行し、県庁本庁舎の職員の安全配慮義務を確実に果たしていることを示す同様の資料があるはずである。福島県文書等管理規則(平成12年福島県規則第160号)第3条の運用により、公文書は作成されてしかるべきである。よって、「開示しない根拠規定及びその理由」における「開示請求に係る公文書については、取得・作成していません」とは到底信じがたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、福島県庁舎について、対象期間の間に、安衛法の規定に基づいて、 事業場で選任されている衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が記載 された公文書である。

- 2 不開示理由について
- (1) 福島県庁では、各部局に対して衛生管理者自身が実施する職場巡視結果の記録及びその提出を求めておらず、実施機関が確認したところ、各部局においても当該記録を作成していなかった。
- (2) また、審査請求人は、産業医が作業場等の巡視を毎月定期的に実施されていない場合には、安衛則第15条第1項第1号の規定による衛生管理者が行う巡視の結果が産業医に提供されているはずであると主張するが、安衛則第15条第1項に基づく産業医による職場巡視の頻度を緩和してはいないことから、その情報提供に当たっての資料も存在しない。
- (3) よって、安衛則第15条第1項第1号に規定する「少なくとも1週間に1回以上」の衛生管理者自身による職場巡視を、確実に履行したと確認できる資料は存在しないことから、公文書不存在による不開示決定を行った。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

- 2 対象公文書の保有の有無について
- (1) 審査請求人の主張にあるとおり、安衛法第12条第1項及び安衛則第11条第1項の 定めにより、衛生管理者は原則として少なくとも毎週1回、作業場等を巡視しなければならないとされている。

また、福島県職員安全衛生管理規程(昭和58年福島県訓令第11号。以下「規程」

という。)とその運用を確認したところ、衛生管理者に関する事項が定められて おり、本庁機関の50人以上の各部局に1名の衛生管理者がいることを確認した。

(2) 当審査会では、開示請求時に各部局の衛生管理者が実施している業務及びその記録の有無について確認したところ、一部の部局から衛生管理者の職場巡視以外の職務の一部について記録が存在するとの回答を得たという実施機関からの説明があったため、その資料の提出を求めた。

実施機関において、改めて各部局に対し、衛生管理者が実施している職務及び その記録の有無について確認したところ、衛生管理者を兼務していた管理職が管 理職として作成した人事労務管理上の記録や、事務担当者がとりまとめた所属内 の健康診断の受診状況の集計を、衛生管理者の記録と誤認して回答しており、実 際には当該記録は作成されておらず、存在しないという調査結果となった。

なお、規程では衛生管理者は有資格者とされており、対象期間に衛生管理者の 選任をしていたものの、実施機関では衛生管理者の業務のチェックまではしてお らず、対象部局への通知にも、週1回の職場巡視を含め個別具体的にどのような 職務があるかまでは明示せず、衛生管理者の職務については各衛生管理者の自律 性に任せており、記録の作成を指示していなかったとの説明であった。

また、審査請求人は、実施機関が産業医による職場巡視の頻度を緩和しているのなら、衛生管理者が行った職場巡視の結果が産業医に提出されているはずであると主張しているが、実施機関は産業医による職場巡視の頻度を緩和していないとしていることから、衛生管理者が産業医に提出するための職場巡視の資料を作成したという根拠とはならないと考えられる。

衛生管理者の職場巡視に関する資料は、制度上当然に作成保管されるべきものであるにもかかわらず、記録が存在していないとする実施機関の主張を覆す理由は見当たらないというべきである。

- (3) これらのことから、衛生管理者の職場巡視に関する資料は作成されておらず、取得もしていないため、存在しないとの実施機関の説明は首肯できるものであり、対象公文書は不存在であるといわざるを得ない。
- 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

今回の事案は、安衛法及び安衛則に基づいて作成されているはずの公文書について、 不存在を理由とした不開示決定がなされたことに起因している。

本審査請求を受けて、実施機関においては、今までの運用を見直し、令和5年度からは衛生管理者の選任の際に職場巡視を含む業務の説明とチェックリストを添えているとの説明があったが、改めて法令を遵守し、業務遂行に必要な公文書の作成及び保管を求めるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 6月22日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 5年12月21日	・審査請求の経過説明
(第331回審査会)	• 審議
令和 6年 1月18日	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取
(第332回審査会)	審議
令和 6年 2月15日	· 審議
(第333回審査会)	
令和 6年 3月21日	· 審議
(第334回審査会)	
令和 6年 4月11日	• 審議
(第335回審査会)	
令和 6年 5月 8日	審議
(第336回審査会)	

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山﨑 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者